

政府首相

ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

No. 1290/QĐ-TTg

ハノイ、2014年8月1日

決定

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する電子産業  
発展行動計画の承認

政府首相は

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、

2006年6月29日付の情報技術法に基づき、

2013年7月1日付の2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年の  
ビジョンを承認した首相決定第1043/QĐ-TTg号に基づき、

情報通信省の提議を検討して、

以下を決定する

**第1条** 本決定の別添として、2013年7月1日付の首相決定第1043/QĐ-TTg号による2020年ま  
での越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する電子産業発展行動計  
画を発布する。

**第2条** 本決定は署名日より発効する。

**第3条** 各大臣、中央省庁級機関の長、政府直轄機関の長、地方省・中央直轄市の人民委員長  
及び関係する組織・個人は本決定を施行する責任を負う。

送付先

- 一 党中央書記局
- 一 政府首相、各副首相
- 一 各省庁、中央省庁級機関、政府直轄機関
- 一 各地方省・中央直轄市人民評議会、同人民委員会
- 一 党中央事務局及び党中央各委員会
- 一 書記長事務局
- 一 国家主席府
- 一 民族評議会及び国会各委員会
- 一 国会事務局

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン

- －最高人民裁判所
- －最高人民検察院
- －国家会計検査院
- －国家金融監督委員会
- －社会政策銀行
- －ベトナム開発銀行
- －ベトナム祖国戦線中央委員会
- －各団体中央機関
- －各国有経済グループ・総公社
- －首相府：官房長官，各副長官，首相補佐官，政府ポータルサイト，各  
部局（総合局，書記編纂局，科学・教育・文化・社会局，部門経済局，第 3  
局，企業刷新局，総合経済局，法律局），公報
- －保管用：文書係，国際関係局（3 部）

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

## 行動計画

### 2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する電子産業 発展

(2014年8月1日付首相決定第1290/QD-TTg号別添)

#### I. 現状

##### 1. ベトナム電子産業の位置づけ、役割、形成及び発展のプロセス

###### a) ベトナム電子産業の範囲

情報通信産業に関する情報通信法の一部条項の実施細則を規定した2007年5月3日付の政令第71/2007/ND-CP号によると、電子ハードウェア産業には、ハードウェア製品の設計・製造、ハードウェア製品の組立・加工、ハードウェア産業サービスの提供が含まれる。ハードウェア製品には、コンピューター・ネットワーク機器・周辺機器、AV電機、家庭用電機、特殊電機、情報通信・マルチメディア機器、電子部品、その他ハードウェア製品が含まれる。

###### b) 電子産業の位置づけ、役割

電子産業は国民経済において基本的性質を有する物質生産分野であり、現代経済において中核的位置を占め、他の産業に強いインパクトを及ぼす。電子産業の発展は工業化プロセスを促進し、他の産業・サービス業の発展に波及し、労働力吸収・雇用問題解決の基礎となる。電子産業は、極めて大きな利潤を生み出す産業のひとつであり、多くの国において資本蓄積の源となっている面がある。他方、電子産業は他の産業の近代化や、社会全体の思想・仕事法の変革につながり得る。したがって、電子産業は現代社会の基礎的技術でもあり、生産技術や経済構造を大きく転換させ、経済・文化・社会における各種関係を近代化する。

###### c) ベトナム電子産業の発展状況

2000～2010年のベトナム電子産業は年平均20～30%の成長率を示し、2011年には96%を超えた。Intel, Samusung, Canon, Nokia等、多くの外国の大手情報産業グループがベトナムに投資し、現在、その事業規模を拡大している。2012年における電子製品の輸出額は229億ドルで、ベトナムの輸出総額の18%を占め、初めて（原油を超えて）最大の輸出品目となった。輸出製品は主に部品、最終製品、ハードウェア・コンピューター・電子・通信機器である。

ベトナムの電子産業は、主力産業として評価され、FDI誘致において一定の成果を挙げ、輸出において大きな役割を担っているものの、実際のところは、電子製品生産の初期段階に留まっている。電子・ハ

ードウェア産業の売上高は情報産業全体の約 90%を占めているが、実際には、主として FDI 企業が純利益を得ており、国内企業は組立や商業サービスに集中しているのみである。

#### d) ベトナム電子産業の SWOT 分析

##### ー強み

ベトナムは、工業の発展が著しく躍動的な地域に位置し、特に電子産業にとって有利な地理的位置を占めている。

ベトナムは社会秩序および政治の面で非常に安定しており、投資家は常に安全性を確保されている。

ベトナムの優位性は若い人口にあり、労働力人口（17～60 歳）が 60%を占め、識字率は 94%である。ベトナムの豊富な労働力は、現代的なものも含めた電子機器の運用・利用・組立において習得力に優れているとの評判を得ている。

ベトナムの比較的安価な人件費により、部品生産企業や電子製品組立企業は域内での競争力を得ている。インド、中国、フィリピンといった他国と比較して、ベトナムの事業コストや人件費はかなり低い。

鉄鉱石、レアアース、チタン、ルチン、重晶石、イルメナイト等、電子素材産業の発展にとって重要な鉱物資源を有している。

9,000 万人の人口を抱えるベトナムは、消費市場としてのポテンシャルが大きい。ベトナム政府は、電子産業分野での外国企業の投資および国内企業との協力を常に奨励・支援している。

##### ー弱点

まだ素材を国内で供給することができておらず、外国からの輸入に頼らざるを得ない。

生産能力が限られており、長い間ベトナムでは、プリント基板の製造・組立、チップセット設計・製造、プログラミング装置の回路設計、電子製品の設計・製造などの、電子産業の発展にとって重要なセグメントが不足してきた。設計と部品を輸入して製品を組み立てている企業がほとんどであり、そのため付加価値は推定約 5～10%と低い。

製品の競争力もまだ高まっておらず、製品の種類は少なく、品質は低い一方、ベトナムでは域内各国と比べて素材・部品コストが高いため製品価格が高く、有力な電子製品ブランドもない。

##### ー機会

ベトナムの情報技術製品、電子部品の輸出能力は現在向上しており、ベトナムの WTO 加盟により、地域・世界への製品輸出に対する好条件が生まれた。

FDI も大きく増加しており、経済発展の動力となっている。ベトナムは世界の電子産業の大企業グループにとって理想的な投資先となってきている。

関税障壁の撤廃により電子・通信製品の価格は大きく低下することになるが、これは電子産業発展の

動力となる。

米国、日本、韓国の電子産業トップ国の投資への関心と強化により、他の多くの投資家もベトナムの発展に参入しようとする流れが生まれるだろう。

#### －課題

資本規模、経営管理経験、技術レベル、職員のレベル、労働生産性の面で明らかなように、ベトナム企業の競争力はまだ弱いことから、競争圧力が大きい。

ベトナム企業の頭脳となる優秀な人材の確保が問題であり、ベトナムの大学システムには質の高い人材への要請が高まっている。

ベトナム企業のレベルと規模では、品質、納期、価格、数量に関する顧客の非常に高い要求水準に応えることが課題。

技術の受容を先導する人材の厚みが十分でなく、ソフトウェア・スマートサービス・省エネと結びついた電子製品へのシフトに対応できるかが電子産業分野の製造企業にとって非常に大きな課題である。

各種保護政策、特に関税政策の撤廃により、完成品輸入に対する関税が部品輸入と同等か、それより低くなると、国内製造企業は輸入製品との価格競争に直面することになる。

電子産業分野で世界トップの国としての優位性を持つ日本と、人的資本と大きな市場に優位性を持つベトナムは、電子産業をはじめとして両国に利益をもたらすべく協力することが大いに可能である。

## II. 2020年への方向性及び2030年のビジョン

### 1. 実現の観点

電子産業の競争力を高めるため国の工業化・近代化プロセス推進に寄与するため、潜在性、比較優位性、効果的なリソース活用に基づいてベトナム電子産業発展を推進する。

ベトナム電子産業への日本を含む外国からの直接投資の誘致及び効果強化における突破口を創出する。日本企業と国内企業の生産連携を創出・強化する。技術・管理モデル移転、研究開発、人材育成及び市場開発を促進する。

裾野産業の育成を重視し、部品及び重点電子製品の生産と組込ソフト、制御ソフト、特殊アプリケーションソフトの開発を結びつけ、電子産業の持続的成長の基盤をつくる。

電子産業発展促進を優先するとの約束の実施、電子産業・同裾野産業への優遇税制・信用補助、質の高い熟練人材の育成、ブランド構築・市場開発・ベトナム製品の流通円滑化等の支援策を整合的に断行する。

### 2. 2020年までの全体目標

先端技術を有する労働生産性の高い産業として、地域的及び世界的な競争力を持ったベトナム電子産

業を育成し、国民経済、工業化・近代化事業に大きく寄与する。国内市場・海外市場向けに付加価値が高く、技術的な波及効果があり、先進的な品質基準を満たした電子製品を製造する。

### 3. 2030年までのビジョン

ベトナムを新しく、スマートで、環境に優しい電子製品の一大国に築き上げる。

### III. 2020年に向けた目標

－電子産業分野および関連裾野産業分野への質の高い外国投資案件、特に日本からの案件を多数誘致する。

－ベトナム電子産業発展の立案・実施・評価の全過程に、政府・企業・国内外有識者、特に日本の専門家の参画を最大限活用する。

－電子ハードウェア製品の創出・設計・生産が可能になるよう、組込ソフト、制御ソフトの研究開発能力を高め、技術力を身につける。

－2020年まで、電子産業分野の生産額を毎年最低20%増加させ、工業生産総額の最低10%を占めるとともに、労働生産性伸び率でトップ10に入る。

－2030年まで、ベトナム経済状況への適合性を確保しつつ、ベトナムを新しく、スマートで、環境に優しい電子製品の一大国に築き上げる。成長率、高生産性及び持続的な発展を維持する。

### IV. 戦略的課題

－電子裾野産業の発展。

－電子産業の人材育成。

－電子産業の国内外市場の発展・拡大。

－世界的電子企業の誘致。

－電子産業における重点製品の開発。

－電子産業クラスターの形成。

### V. 行動計画

#### 1. 具体的任務

##### a) 電子裾野産業の発展

一部裾野産業の発展政策に関する2011年2月24日付の首相決定第12/2011/QD-TTg号を積極的に実施展開する。電子産業分野で発展を優先する裾野産業製品の生産の奨励及び同生産への投資誘致のための優遇政策をレビュー・追加する。国内・世界経済情勢に応じて優先すべき裾野産業製品の追加を提案する。

電子産業分野での裾野産業製品生産に対する基準・技術規格をレビュー・追加・修正する。これに基づき、電子裾野産業製品の品質を高め、信頼性を確保するために、同基準・技術規格を生産に導入する規定を策定する。

投資や技術・管理モデル移転，電子裾野産業製品の研究開発を積極的に推進するために，日本企業及び各国企業と国内裾野産業企業との間の連携プログラムや情報チャンネルを構築する。

#### b) 電子産業人材育成

電子産業向けの大学・大学院レベルの人材の質を高める。各大学・技術短大の電子・通信学科，情報技術学科における育成方法及びカリキュラムを強力に改善する。電子産業向けの質の高い人材を育成するため，日本及び各国の有名な教育機関と緊密に連携する。

電子産業分野の帰国留学生，新卒技術者向けのシニアレベル専門家誘致及び起業支援プログラムを策定する。

企業のニーズに沿った熟練人材育成のために，産官学連携育成モデルの導入を奨励する。

電子産業分野の労働力ニーズ及び教育機関の能力を具体的に評価し，これに基づいて，労働者の国際的技能検定取得の支援プログラムを策定する。

#### c) 電子産業の国内外市場の発展・拡大

##### －国内市場

国家機関，企業及び社会における電子製品の利用ニーズの調査・評価事業を強化する。

国家機関・組織に対する国内製電子製品利用奨励制度を構築する。

##### －輸出市場

外国市場におけるベトナム製電子製品の「安全，高品質」イメージを広報するプログラムを策定する。

国家貿易振興プログラムの枠組み内では又は独自に，国際協力，貿易振興，市場開拓事業を強化する。国内企業に対して，市場ニーズ把握，製品・ブランド広報，販売契約締結のために，外国に支社，駐在員事務所又は販売センターを設立することを支援する。

#### d) 世界的電子企業の誘致

世界的電子企業及び関連衛星企業によるベトナムへの投資を誘致するために，投資分野の行政手続きを改革する。

裾野企業育成及び組立企業の国内調達率上昇のために，輸出加工企業（EPE）が国内でまだ生産できない部品を国内販売することを認める規定を策定する。

電子産業分野の大型 FDI 案件の誘致及び実施を支援する。

d) 電子産業における重点製品の開発

2010年7月19日付の首相決定第49/2010/QĐ-TTg号に規定された発展を優先する電子製品の生産を支援する制度・政策を策定・発布する。

産官学連携に基づいた電子産業における技術移転、ハイテク導入を推進する政策を策定し、官民連携形式を通じて奨励する。

e) 電子産業クラスターの形成

電子企業間の連携、事業効果向上のために、企業の投資・集積を推進する電子産業クラスターを形成する。

電力の安定供給、情報ネットワークインフラ、円滑な交通インフラといったインフラ整備への投資を支援する。

2. 実施方策

a) 行動計画実施の資金は、中央予算、地方予算、国際援助資金、民間資金及び他の合法的資金源より調達する。

b) 行動計画の実施、特に電子産業分野のインフラ整備、人材育成、研究開発、貿易振興の内容の実施のために国家予算から優先的に経費を割り当てる。中央予算は、各省庁及び中央機関を主管とする任務や案件、計画実施の指導・調整活動、並びに、地方省が主管する重要項目・案件の一部を実施するための経費を確保する。地方予算は、地方省を主管とする任務や案件を実施するための経費を確保する。各組織・企業は権限の範囲内において、行動計画の内容や任務を実施するために経費を優先的に割り当てる。

毎年、行動計画の目標・内容に基づいて、現行の法律規定にしたがって実施するため、各省庁、地方、組織、企業は各任務・案件を実施するための詳細計画及び予算を策定し、承認権限を有する上級機関に提出する。一部の任務や案件を実施するための経費及び資金源の詳細は付録に示される。

c) 電子産業発展案・任務に対して政府による ODA 再融資金を優先的に利用する。

d) すべての経済セクターに対して電子産業分野への投資を奨励する。特に、日本及び現在ベトナムで生産経営を行っている各国の大規模グループ企業、多国籍グループ企業及び外国投資企業からの投資を誘致する。

d) 中小企業発展基金、国家科学技術発展基金、国家技術革新基金及び法律規定にしたがった他の基金を通じて、電子産業分野における生産、研究開発及び人材育成のために、中小企業向け投資融資に関して優先的に支援する。

3. 具体的行動計画

	行動計画	実施期限	実施体制
--	------	------	------

			主管機関	連携機関
1 電子裾野産業の発展				
1.1	【税制優遇・支援措置】 裾野産業の発展に関する首相決定第12/QD-TTg号により電子裾野産業企業向けの優遇を受けられるプロジェクトの選定及び優遇の実施のため、具体的指標と簡素かつ円滑な審査手続きを整備する。	2015年～ 2020年	商工省	情報通信省
1.2	【金融優遇・支援措置】 電子裾野産業分野での設備投資を行う中小企業への優遇・支援を優先する2013年4月17日付首相決定第601/QD-TTg号の実施細則文書を策定・発布する。	2015年	計画投資省	情報通信省
1.3	【受益裾野産業企業に対する環境基準・認定システム整備】 電子裾野産業に関する環境保全に関する政策・基準を策定する。	2015年～ 2020年	天然資源環境省	情報通信省
1.4	【裾野産業基盤の拡充とインセンティブ】 電子裾野産業に関する白書を作成・発行する。	2015年～ 2020年	商工省	情報通信省
1.5	【裾野産業基盤の拡充とインセンティブ】 ベトナム電子産業における裾野産業企業の誘致および裾野産業企業に対する経営・技術支援のため、在ベトナム外資系企業や外国の商工会議所等との連携推進プログラムを策定・展開する。	2015年～ 2020年	商工省	情報通信省
2 電子産業人材育成				
2.1	【人材育成：現状把握】 電子産業分野における人的資本の現状、労働力へのニーズ、職業訓練施設の能力評価に関して調査を実施し、公表する。	2015年	情報通信省	教育訓練省、労働・傷病兵・社会問題省
2.2	【人材育成：学校段階】 電子産業分野の学生・人材の見識や専門技能を高め、国際技能検定を達成するための支援プロジェクト。	2015年～ 2020年	情報通信省	労働・傷病兵・社会問題省
2.3	【人材育成：学校段階】 電子ハードウェア、組み込みソフト、電子集積回路、電子裾野産業に関する分野の大	2015～2020 年	教育訓練省	情報通信省

	学・大学院レベルの人材の質を高める。			
2.4	<p><b>【人材育成：協力】</b></p> <p>ベトナムでのニーズに質・量両面で応えるため、電子産業分野の労働力供給に関する国内外の企業協会間の協力プログラムを策定する。</p>	2015年～ 2020年	労働・傷病兵・ 社会問題省	情報通信省、各 協会
2.5	<p><b>【人材育成：就労段階】</b></p> <p>電子産業分野における上級専門家の誘致及び帰国留学生・新卒技術者の起業支援のプログラムを策定する。</p>	2015年～ 2020年	情報通信省	各学校、各IT 協会、各企業
3. 電子産業の国内外市場の発展・拡大				
3.1	<p><b>【国内市場：現状把握】</b></p> <p>ベトナムにおける幾つかの特殊電子製品のニーズ及び市場ポテンシャルを調査・評価する。</p>	2015年, 2017 年	情報通信省	各IT協会
3.2	<p><b>【国内市場：市場支援】</b></p> <p>国家組織・機関に対する国内電子製品利用奨励制度を策定する。</p>	2015年～ 2020年	情報通信省	各IT協会
3.3	<p><b>【輸出市場：イメージ構築】</b></p> <p>外国市場におけるベトナム製電子製品の「安全、高品質」イメージを広報する。</p>	2015年～ 2020年	商工省	情報通信省
3.4	<p><b>【輸出市場：貿易振興】</b></p> <p>国家貿易振興プログラムの一環で、または独自に、国際協力、商業促進、市場アクセス活動を強化する。ニーズや市場の調査、製品やブランドの宣伝、契約締結、製品消費のため、企業が外国に支社、駐在員事務所または商業センターを設立することを支援する。</p>	2015年～ 2020年	商工省	情報通信省
4 世界的電子企業の誘致				
4.1	<p><b>【投資誘致：行政手続き改革】</b></p> <p>世界的電子企業および関連企業のベトナムへの投資を誘致するため、投資分野における行政手続きを改革する。</p>	2015年～ 2020年	計画投資省	情報通信省
4.2	<p><b>【投資誘致：支援・優遇政策】</b></p> <p>電子産業分野における大型FDI案件の誘致・展開を支援する。</p>	2015年～ 2020年	各地方	計画投資省、情 報通信省
4.3	<p><b>【投資誘致：生産支援】</b></p>	2015年～	財政省	計画投資省、情

	裾野産業企業の発展及び組立企業の国内調達率上昇を目的として、輸出加工企業（EPE）による国内生産できない部品の国内市場販売を認める規定を策定する。	2020年		報通信省
5 電子産業における重点製品の開発				
5.1	【重点製品：研究開発】 2010年7月19日付の首相決定第49/2010/QD-TTg号に規定された発展を優先する電子製品につき、官民連携方式を通じた産官学連携 R&D 向けラボラトリーの設立・建設の制度政策を策定し、支援を実施する。	2015年～ 2020年	科学技術省	情報通信省
5.2	【重点製品：技術標準】 法律の規定に従って、電子ハードウェア、組み込みシステム、電子集積回路、電子裾野産業製品に関する国家技術基準を策定・発布する。	2015年～ 2020年	科学技術省	情報通信省
5.3	【重点製品：技術移転】 官民連携方式を奨励しつつ、産官学連携に基いた電子産業分野の技術移転・ハイテク導入促進政策を策定する。	2015年～ 2020年	科学技術省	情報通信省
5.4	【重点製品】 集積回路製品の研究・設計・検定・試験生産能力を高める。	2015年～ 2020年	科学技術省	ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市
5.5	【重点製品】 幾つかの IPv6 ネットワーク設備の研究開発・試験生産能力を高める。	2015年～ 2020年	情報通信省	各通信・IT グループ
5.6	【試験生産】 2010年7月19日付の首相決定第49/2010/QD-TTg号に定められた開発を優先する電子製品の試験生産を支援する制度・政策を策定・発布する。	2015年～ 2020年	科学技術省	情報通信省
5.7	【重点製品：商品化】 電子産業分野の科学研究成果の商品化のための適切な制度を策定する。	2015年～ 2020年	科学技術省	情報通信省
5.8	【重点製品：製品生産】 電子産業分野の生産活動において電子企業が生産工程を策定し、品質を確保して、	2015年～ 2020年	情報通信省	商工省

	国際基準を達成するための支援プロジェクト。			
6	電子産業クラスターの形成			
6.1	<p><b>【開発の戦略, 計画, 政策】</b></p> <p>企業間を連携させ事業効果を高めることを目的とした, 企業の投資・集積を促進する電子工業団地の形成・開発奨励策を策定する。</p>	2016年	計画投資省	各地方
6.2	<p><b>【設立支援】</b></p> <p>インフラ整備投資: 電子産業団地開発のための安定的電力供給, 情報インフラ・交通インフラの確保。</p>	2015年～ 2020年	各地方	計画投資省
7	行動計画実施の調整・監督	2015年～ 2020年	情報通信省	各省庁, 地方, 企業

## VI. 実施体制及びモニタリング制度

### 1. 情報通信省の責任

－行動計画の整合的・効果的実施の調整・連携・組織のために, ステークホルダーの参加を得た運営委員会を設置する。

－行動計画の内容, 特に本行動計画V・3の任務・案件に基づいて, 各機関・組織・企業がそれぞれの管理範囲において実施を進めるよう組織化・分担する。

－各省庁・地方による本計画実施を監督・検査する。毎年実施状況を調査・総括し, 指導委員会に報告する。定期的に行動計画実施の結果・効果を中間評価・総括評価し, 政府首相に報告する。

### 2. 計画投資省・財政省の責任

－本行動計画V・3に定められた資金源・経費に関する方策の実施を主管する。

－法律規定にしたがって中央機関の年次予算及び地方補助予算において行動計画実施経費を優先的に割り当てる。

－本行動計画V・3で具体的に割り当てられた任務・案件を実施する。

### 3. 関係省庁の責任

－各省庁の職能・任務に応じて, 行動計画Vに示された内容・任務, 特に行動計画V・3で具体的に割り当てられた任務・案件を策定・実施する。毎年, 各省庁は所管組織に対して実施計画及び予算を立案し承認を得て実施するよう割り当て, 効果を確保し, 現実的要請に応える。

－本行動計画の任務・案件の実施と, 各分野における他の開発案件, 国家目標プログラム, 経済社会

開発プログラムを連携させ、効果的な資金調達を確保する。

－担当した任務・案件の実施結果を毎年評価し、総括・首相報告を行う情報通信省に送付する。

#### 4. 地方省・中央直轄市人民委員会の責任

－地方各機関・関係組織に対して、地方の特徴・潜在性・優位性に応じて行動計画の内容・任務を策定・実施するよう指導する。本行動計画実施のための具体的任務・案件の適時・効果的な策定・承認・実施を組織化する。

－行動計画に示された内容・任務に基づき、中央各省庁と連携して案件・任務を実施し、整合性を確保し、重複を避け、投資効果を確保する。

－各リソースを動員し、本行動計画の任務・案件の実施と他の経済社会開発プログラムの案件を連携させ、効果的な資金調達を確保する。

5. ベトナム郵政通信グループ (VNPT)、軍隊通信グループ (Viettel)、ベトナム電子情報学株式総公社 (VEIC)、サイゴン産業総公社 (CNS) 及び電子産業・同裾野産業分野で事業を営む他の企業は、本行動計画の内容・任務に基づいて、その実施に投資するため、具体的案件を主体的に策定する。

#### 6. 行動計画実施状況のモニタリング

情報通信省は、計画投資省、商工省及び工業化戦略作業部会と連携して、行動計画実施の監督・モニタリングを行う。

行動計画の実施状況に関する報告を聞くため、年 1 回、電子産業に関する工業化戦略作業部会及び関係者の会合を開催する。右作業部会はモニタリング結果を指導委員会に報告する。

#### 7. 行動計画の改定

各機関・組織・企業は、計画の実施過程において困難や問題が生じた場合、情報通信省及び工業化戦略作業部会に対して、その権限にしたがった解決又は指導委員会への報告を求めるものとする。

2016 年までに、情報通信省は工業化戦略作業部会及び関係者と 2016 年までの実施結果の調査・総括を行い、これに基づいて、2017 年以降の行動計画を現実に応じて改定するか否かを検討する。

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン